

災害時における支援協力に関する協定書

石岡市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- （1） 乙による被災者支援相談窓口の開設
- （2） 甲への乙の会員の派遣
- （3） その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法律上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意の上、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 7 月 23 日

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

甲

石岡市長 谷 島 洋 司



茨城県水戸市笠原町978番地25

茨城県開発公社ビル5階

乙

茨城県行政書士会

会 長 古 川 正 美

